

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第11号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「京北・左京山間部土木事務所」を「京北・左京山間部土木みどり事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)